

第5 共和国の対民主化 運動戦略：全斗煥政権 は何故敗れたか

木 村 幹*

はじめに

政治発展は均衡と秩序の限度内において追及されなければなりません。そして、本人はこのような発展を追及することが、我々の国民的合意であると信じるものであります¹。

1987 年における韓国の民主化。その劇的な成功は、今も韓国の政治に様々な影響を与えている。自らの力で民主化を成し遂げたという自信は、平行して実現されたこれまた鮮やかな経済発展の記憶と共に、韓国人の間に自らの社会は自らの力で変え得るのだ、という強い誇りと、改革に対する積極的な姿勢を生み出している。そのことは、1990 年代以降の長期に渡る経済的停滞の中、依然として自らの改革の方向性さえ見出すことのできない、わが国の状況と好対照を為しているように見える。

だが、より重要なことは、韓国の民主化が、韓国自身にとってのみ以上の意味を有していることである。即ち、この国における民主化は、他国のそれと比べても、明らかな特徴を幾つか有している。その第一は、前著²でも触れたような、民主化後の体制の高度な安定性である。例えば、ハンティントンがその著書『第三の波』で述べたように³、韓国が民主化を遂げた 1980 年代前後、世界では多くの国が権威主義的体制から民主主義的体制へと移行した。しかしながら、その後これらの多くの国では、民主化後の体制は不安定な状態を強いられることとなり、その中の幾つかの国は再度の権威主義体制化さえ経験した。

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

対して韓国では、1987年に制定された新たな憲法にて打ち立てられた体制が、国民から高度の信頼を与えられ、今日に至るまで安定して推移していくこととなった。

韓国の民主化の第二の特徴は、その移行の過程が極めてスムーズであり、またそこにおいて払われたコストも相対的に小さかったことである。巷間、権威主義政権による強力な弾圧と、それに対する果敢な民主化運動の展開が強調される韓国における民主化であるが、その過程において民主化勢力側が払った対価は、他国のそれと比べると相対的に小さなものであった⁴。にも拘らず、少なくとも1983年以降⁵、韓国における民主化の過程は大きな後戻りをすることなく進むこととなった。そのことは同じこの民主化が、1979年から80年の時期には、対抗勢力からの大きな挑戦に直面し、光州事件という名の大きな対価と共に、後退を余儀なくされたこととは対照的であった。

この二つの特徴は、共に韓国における1980年代半ば以降の民主化とその安定化が、他国と比較してスムーズに進行したことを意味している。それでは韓国は何故に、このような成功裏の民主化を遂げるようになったのであろうか。本稿はこの点に対する、一つの仮説的な分析である。

第1章 研究の背景

当然のことながら、このような韓国の民主化を巡っては、これまでも様々な議論がなされてきた。これらの議論は、大まかに言って

次の二つのベクトルを使って分けることができるかも知れない。即ち、その要因を、1) 構造的要因から分析するものと、政治家の選択として分析するもの、そして、2) 国内的要因から分析するものと、国際的な要因から分析するものである。当然のことながらそこには四つの異なるグループを見出すことができる。即ち、韓国の民主化を、a) 国内的構造要因から説明するもの、b) 国際的構造要因から説明するもの、c) 国内的な政治的選択により説明するもの、d) 国際的な政治選択により説明するもの、の四つである⁶。

第一のグループ、即ち、国内的構造要因からの代表的な説明は、韓国の民主化を経済発展とそれに伴う社会的変化の観点から分析するものである。その典型的な論理は、次のようなものであろう。嘗ての韓国の民主化運動は学生運動に代表されるような、少数の比較的孤立したエリートによって展開されてきた。それ故、その運動は一定の限界が存在した。しかしながら、経済発展が大量の中間層を生み出した1980年代においては、学生運動に代表されるエリートによる運動は、中間層の助けを借りることにより、以前とは比べ物にならない程、大きな民主化運動の基盤を獲得することができた⁷。

これに対して、国際的構造要因からの説明で重視されるのは、二つの点である。一つは、80年代における冷戦終焉への動きである。韓国における民主化、特にその最終盤の動きは、1985年におけるゴルバチョフのソ連書記長就任以後、冷戦体制が急速に崩壊し

ていく時期に当たっており、その影響を重視するものである。二つ目は、冷戦体制よりも寧ろ、第三世界における民主化の動きとの関連、就中、1985年におけるフィリピンの民主化等との関連を重視するものである。言うまでもなく、その代表には、先にも上げたハンティントンの名を挙げることが出来る。

変わって、国内的な政治選択を重視する議論において通常重視されるのは、当時の政治指導部内部における強硬派と穏健派の分裂、更には、その結果としての穏健派の主導権獲得である⁸。この議論においては、例えば、全斗煥を中心とする当時の政権において、全斗煥本人を中心にする勢力を強硬派として設定する一方で、民主化以後において政権を獲得した盧泰愚を中心にする勢力を穏健派として設定し、最終的に後者が主導権を取る事により、スムーズな民主化が為されたとするものがある。

最後に国際的な政治選択を重視する議論において注目されるのは、言うまでもなく、当時のアメリカの選択である。即ち、ここでは当時のアメリカのレーガン政権が、全斗煥政権による民主化運動の弾圧が、既に韓国国内において大きくなっていた反米運動を刺激し、民主化運動の矛先が自らに向けられるのを恐れた、ことが重視される。

勿論、これらの議論は、一部に疑問な点を有している一方で、それぞれに一定の説得力を持って存在している。また、これらの議論は対立的なものというよりは、相補的なものであり、どれか一つを持って、一国の民主化

という複雑な事象を説明できる、というものでもない。

しかしながら、これらの議論においては見落とされている点も多い。一つはこれらの議論が、国内外の構造的要因や、政治的選択について述べる一方で、その具体的な連関に対する考察を欠いていることである。例えば、国内的構造要因を重視する議論が強調する中間層の出現が、1987年の民主化において重要な役割を果たしたことは事実である。しかしながら、先述したように、同じ韓国における民主化運動は1979年から80年の時期には、大きな挫折に直面している。勿論、その間に一定の経済成長が存在し、その結果として中間層が拡大したことは事実である。だが、この議論はより具体的に「どの程度の中間層の拡大」が民主化において決定的な役割を果たすのかは説明してくれない。そして、そのことは韓国の民主化の「成功」を他国の事例と比較する際において決定的な意味を持つことになる。中間層が一定の重要性を持つことは事実であろう。しかし、中間層の拡大が直ちに民主化を実現しないこともまた、他国の事例から明らかである。一体、何が韓国の「成功」を他国の「失敗」と分けたのか。国内的構造からの民主化の過程の説明は、この点について明確には答えてくれない。

同様の事は他の議論についても言える。冷戦体制の終焉への動きは言うまでもなく、世界的なものであり、にも拘らず、世界にはこの時期以降も権威主義体制を維持した国が多数存在した。分断国家である韓国がこの変化

から大きな影響を受けたことは事実としても、それがどのような場合、どのようにして民主化に影響を与えるかは、従前の議論から必ずしも明らかとは言えない。

また、多分にオンドネル＝シュミッターの議論の影響を受けて展開されている国内的な政治選択を巡る議論においては、肝心の全斗煥政権内部の「政治対立」について、十分な分析がなされているとは言えない。例えば、先に上げた、全斗煥を中心とする勢力と、盧泰愚を中心とする勢力の対立は、民主化運動の時期というよりも、寧ろ、盧泰愚政権の成立後に顕著になったものであり、それを以て民主化運動当時の全斗煥政権の政治的選択を説明しようとするのは、論理的に明らかな無理がある⁹。また、国際的な政治的選択の観点において重視されるアメリカ政府は、かなり早い段階から全斗煥政権による民主化運動に対する強力な弾圧には、否定的な姿勢を示している。また、アメリカ政府との対立は、全斗煥政権期よりも寧ろ、朴正熙政権期においてより顕著であり、にも拘らず、朴正熙政権は自らの政治的姿勢を改めようとはしなかった。少なくとも海外からの圧力の強弱だけから、全斗煥政権の民主化勢力に対する妥協を説明することは困難であろう。

明らかなことは、韓国の民主化を巡る今日の議論においては、様々な分析枠組みが存在する一方で、これらの議論を総合的に理解する為に必要な実証的な研究が幾つか決定的に欠如している、ということである。そして、このような事態を齎している理由の一つは、

これまでの韓国研究が、当時の野党政治家や「在野」と呼ばれる国会外勢力等、「民主化勢力」の動きに対して大きな注目を払う一方で、これと対峙する立場にあった政権側の動向やその背後にあった彼等の意図を軽視する傾向があったことである。また、限られた政権側の動向に対する研究も、その主たる関心は、全斗煥等が政権を獲得するに至る迄の過程、例えば、1979年12月12日の粛軍クーデタや、光州事件の背景を明らかにすることに集中する傾向があった。結果として、権力掌握の過程やその後において、全斗煥政権がどのような理解を持ち、民主化勢力との対抗関係の中で、どのように自らの戦略を立て、実行し、更には失敗していたかについての総合的な研究は、ほぼ存在しないと言ってよい状況になっている。

本稿は、このような先行研究の問題点を補完する形で、従来の韓国における民主化研究に、新たに政権側の動向に対する分析を加えることで、これまで韓国の民主化に関わる研究を総合し、新たな視座を開こうとするものである。

第2章 理論的視座

それでは本研究は、より具体的には、どのような枠組みから韓国の民主化に関わる分析を行っていこうとするのであろうか。

まずこの点において重要なのは、本稿では80年代における韓国の民主化を、1980年に成立する第5共和国の崩壊の過程として捉える、ということである。従来の研究において

は、民主化の過程を主として、それがピークを迎えた1987年に焦点を当てて分析してきた。即ち、そこにおいて注目されたのは、民主化勢力側が如何にして運動を拡大させ、これに対して政権側がどのようにして譲歩していったかに他ならなかった。

しかしながら、同じ民主化の過程を考える上でもう一つ見逃されてはならないのは、どうして政権側が、それまでの段階で民主化勢力の拡大を止めることができなかったか、ということである。周知のように、韓国における民主化運動は、光州事件前後に大きな挫折を経験した。しかし、この運動は1983年頃を契機として息を吹き返し、その勢力を徐々に大きくすることになる。そのことは、言い換えるなら、仮に政権側が民主化勢力の動きの拡大を早期に止めることができていれば、韓国の民主化はそれ自身、大きな流れとなることなく、早い段階で挫折していたかも知れない、ということを意味している。それでは何故に、政権側は民主化運動の拡大をみすみす見逃すことになったのか。それこそが本稿が具体的に分析しようとする内容に他ならない。

とはいえ、それだけでは、分析の視座として十分ではない。何故なら重要なのは、このような歴史的過程を経て展開された政権側と民主化勢力との競争関係をどのような理論的枠組みで分析するか、だからである。ここで注意しなければならないのは、政権側と民主化勢力との間の競争関係は、幾つかのレベルで展開される、ということである。即ち、そ

の第一は、物理的強制力による競争である。韓国の民主化運動においては、その最終版において民主化勢力の側は大規模な大衆動員を行った。この大規模な動員が、政権側に圧力となり、物理的強制力行使の断念に影響を与えたことは疑いがない。

しかしながら、政府側と民主化勢力の間の力の均衡を左右するのは、物理的強制力だけではない。何故なら、仮に物理的強制力の大小だけで民主化の成否が決まるなら、民主化勢力側がどれだけ大規模な動員を行おうとも、政権側が有する警察力や軍事を凌駕するだけの物理的強制力を備えることは事実上不可能に近いからである。言い換えるなら、そのことは民主化勢力側の大規模動員が意味を持つのは、単にそれが大きな物理的強制力を備えているからというよりは、それが物理的強制力行使のコストを大きくするからだ、ということになる。言い換えるなら、物理的強制力は、民主化の成否を決める一つの要因にしか、過ぎない。問題はどのような要素が、政権側による民主化勢力弾圧のコストを上げるか、である。

それでは政権側にとって、民主化勢力弾圧のコストは、物理的強制力の如何以外にどのような場合に大きくなるのだろうか。一つは鎮圧とそれにより予想される犠牲者の増大である。鎮圧と犠牲者の規模が拡大すれば、それだけ予想される国内外の反発は大きくなる。

しかし、物理的強制力行使のコストは、単に鎮圧と犠牲者の規模によって決まるのでは

ない。実際韓国の場合、光州事件では大規模な大衆動員が行われ、それに対する弾圧の過程で多くの犠牲者が出たにも関わらず、政権側はこの鎮圧を躊躇しなかった。

それでは、政権側の鎮圧の為のコストを変える他の要因は何であろうか。それは政権側と民主化勢力の間での、イデオロギー的な力の変化であろう。即ち、仮に政権側が民主化勢力の側の大きな圧力に直面しても、後者の運動が何らかの理由により、国内外において大きな支持を集めていなければ、政権側にとってその鎮圧は容易になる。逆に、民主化勢力側の動員が小規模にとどまった場合でも、その言説や活動が何らかの理由により、大きな正統性を有していれば、政権側がこれを弾圧することは、困難になる。

そもそも省みれば、多くの国や地域において、政権側が大規模な物理的強制力を行使して、大規模な大衆動員を展開する民主化勢力を弾圧する、という事例は、さほど多くは見られない。何故なら、通常、民主化勢力側が政権側の統制に反して、大規模動員を展開する為には、その前提条件として、彼等の運動が政権側よりも大きな正統性を有していることが不可欠だからである。言い換えるなら、多くの事例において、民主化勢力側による大規模動員が可能になった段階では、既に、政権側とこれに対抗する側のイデオロギー的な競争関係には、ほぼ決着がついている。政権側にとって、巨大な正統性を持つ民主化勢力を弾圧することは大きな負担であり、だからこそ彼等は弾圧を躊躇することを余儀なくさ

れる、ということができる。

だとすると、民主化を阻止しようとする政権側にとって重要なのは、如何にして民主化勢力の側が、運動の正統性を獲得するのを阻止するか、ということになる。勿論、ここにおいて政権側が剥き出しの物理的強制力を濫用すれば、逆に政権側の正統性は損なわれることになる。従って、政権側はこれを物理的強制力の行使以外の方法をも援用しつつ、成し遂げる必要がある。

それではここにおける政権側の戦略にはどのようなものが考えられるのだろうか。この点について嘗て筆者は次のように議論したことがある¹⁰。即ち、民主化の過程とは、政権側とこれに対抗する側が、異なる体制案を提示して国民の支持を競い合う、イデオロギー的競争の過程に他ならない。仮に政権側が自らの護持する体制の正統化に成功したならば、対抗勢力の側がこれに対抗して支持を集めることは困難となり、体制変革は起こらない。逆に、対抗勢力の提示する体制が、政権側が護持しようとする体制よりも多くの正統性を集めることに成功するならば、体制変革の可能性が大きくなる。

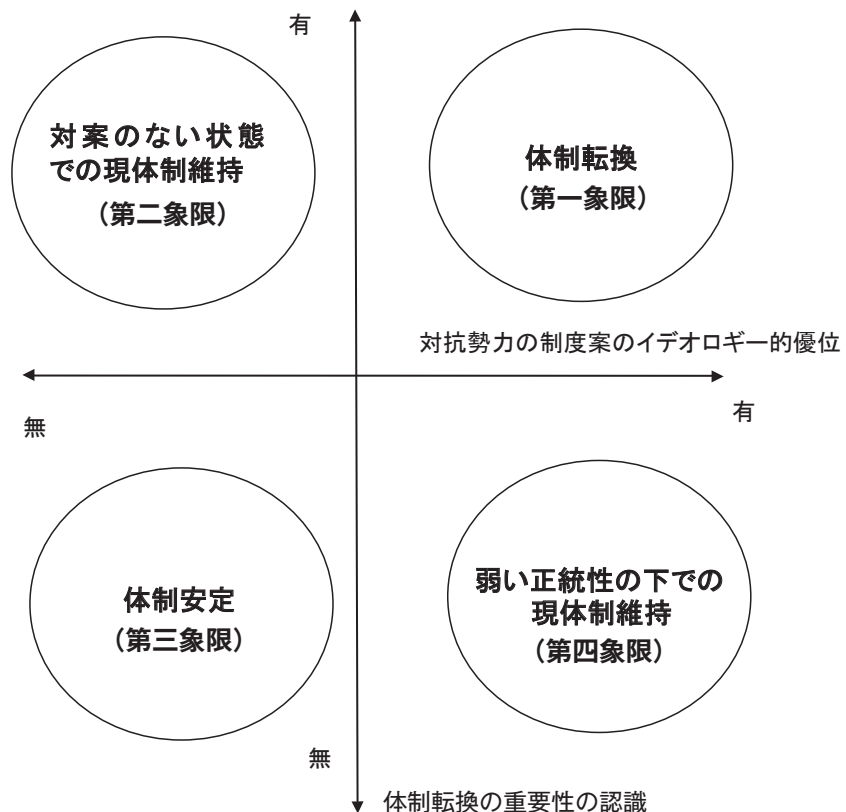
ここにおいて注意しなければならないのは、各々の側が自らの提示する体制を正統化する際の根拠は必ずしも体制の「民主主義的性格」でなければならない訳ではない、ということである。そのことは、「民主化」とは、1) 政権側の護持する体制よりも対抗勢力側が提示する体制がより多くの支持を集め、更には、2) 対抗勢力側が自らの提示する体制

をその民主主義的性格によって正統化する場合、に出現する現象である、ということの意味している。

尤も、今日振り返って考えるなら、このような筆者が嘗て提示した理論的枠組みは、必ずしも、民主化に纏わるイデオロギー的競争関係を、十分に説明はしていないようにも思われる。何故なら、体制変革に多大なコストが必要な以上、これが実現される為には、その前提として、体制変革そのものの重要性が十分に認識されていなければならないからである。即ち、仮に対抗勢力の提示する体制案が、政権側が護持する体制案よりも、大きな正統性を獲得することに成功しても、そもそ

もの体制競争自身が重要であるとの認識がなければ、対抗勢力は大きな動員能力とそれによる圧力を獲得し得ないからに他ならない¹¹。

以上の関係をまとめると第1図のようになる。そして、このような視点を取り入れることにより、我々は各国の民主主義や民主化を巡る状況に対して、より大きな観点から比較研究を行うことができる。例えば、第1図の四つの主たる象限について考えて見ることにしよう。明らかなのは、このうち体制変革が実現するのは第一象限の場合だけだ、ということである。そこにおいては、対抗勢力の側の提示する体制案が、政権側の護持する体制案を上回る正統性を有しており、しかも、後



第1図

者から前者への体制移行の重要性が社会において認識されている。このような状況は社会内部における対抗勢力の大量動員を容易化し、政権に強い圧力となって左右することになろう。そして、このような対抗勢力側の優位が、民主主義イデオロギーに多くを依存している場合、それは民主化への流れとなって現れることになる。

言い換えるなら、このことは仮に政権側が「民主化」や体制変革を阻止したいなら、彼等には二つのオプションがあることを意味している。即ち、一つは自らが護持或いは提示したい体制を積極的に正統化し、これを安定化させることである。政権側がこれに成功すれば、状況は最悪でも第二象限の範囲に収まることになる。ここにおいて政権は自らの体制に対する支持を固めているのだから、政権運営は大きく安定することになる。既に述べたように、ここで政権側が自らの体制を正統化するにあたって、民主主義イデオロギーを用いることもあれば、そうでない場合もある。前者の場合は、「上からの民主主義」とでも言うべき状況になるであろうし、後者の場合は、例えばナショナリズムや宗教や、嘗ての社会主義のような、民主主義以外のイデオロギーに多くを依存した体制になる。

二つ目のオプションは、様々な方法を使って、体制移行の重要性そのものを否定することである。これに成功した場合、状況は悪くとも第四象限の範囲に留まることになる。この場合、政権側が護持する現体制は積極的に正統化されておらず、対抗勢力側からの脅威

に晒されてはいる。しかしながら、人々は大きなコストを払ってまで体制移行をしないければならないとは思っておらず、それ故、その脅威が体制移行に繋がるほど大きなものとなることはない。この場合の体制移行のコストと、体制移行の必要性の関係は相対的なものであり、仮に社会内部において主観的に認識されるコストが大きなものとして認識されていれば、政権側は、自らの護持する体制の正統性が大きく劣っていても、その体制を維持することができるであろう。

このような状況を作り出すには、政権側には二つの下部オプションがある。一つは、体制移行の必要性の認識そのものを低下させること、もう一つは、体制移行のコストの大きさを積極的に訴えて行くことである。前者の例としては、「衆愚政治」的な方法を駆使して、体制移行、更には政治そのものに対する関心を減少させて行くことがその一つとして想定でき、後者の例としては、安全保障や経済成長との関係で、体制移行とそれに伴う混乱のリスクの大きさを訴えて行くことが、一つの方法として考えられるかも知れない。

勿論、ここにおいて、政権側はこれらのオプションを全て同時に行使することもできる。つまり、政権側は自らの体制の正統性を積極的にアピールする一方で、人々の体制移行に対する関心を何らかの方法で削減し、更には体制移行のコストの大きさを喧伝することができる。

それでは、1980年代の韓国の政権、より具体的には全斗煥政権は、これらのオプショ

ンをどのように行使していったのだろうか。次にその点について、具体的に見ていくことにしよう。

第3章 二つの対案と全斗煥政権の選択

それではそもそも1980年代の韓国において、政権側とこれに対抗する勢力はどのような体制案を持って対峙していたのであろうか。

まずこの点について、明確なのは対抗勢力の側である。韓国においては、1972年の維新クーデタ以降、野党をはじめとする勢力は、現行の政権側の体制に代わる体制案として、「大統領直接選挙制の実現」を置いて来た。念頭に置かれてきたのは、1962年に施行された第三共和国下の体制であり、また、この体制を憲法に定められた内容に従って忠実に実行することである¹²。韓国における民主化の特徴の一つは、民主化以後の体制に対する対抗勢力の側の合意が比較的早期に、相対的に広い範囲で認められる形で出来上がっていたことにあった、といっても過言ではない。

そして、だからこそ1980年代における韓国の民主化と体制移行を巡る政権側と対抗勢力側の競争は、他国とは些か異なる展開を見せることになった。即ち、1979年10月の朴正熙大統領暗殺から、12月の肅軍クーデタ、そして翌年5月の再度のクーデタ（本稿ではこれを5・17クーデタと呼ぶこととする）と光州事件を経て、事実上権力の座を掌握した全斗煥等、所謂新軍部勢力の前には、二つの制度案が既に存在した。一つは、維新体制、

或いは第四共和国体制と呼ばれる、当時の体制そのものである。周知のように、この体制下においては、大統領選挙制度が第三共和国下の直接選挙制から、高度に統制された「公営選挙」により選ばれた統一主体国民会議代議員による間接選挙制に変更されたのみならず、直接選挙により選ばれる国会議員の数も定数の三分の二に限定され、残り三分の一は大統領からの推薦名簿に基づいて統一主体国民会議が選出する制度になるなど、民主主義的な要素が大きく削減されたものとなっていた¹³。

1972年の維新クーデタ以降、朴正熙政権は、この体制を以て、緊迫した国内外の状況への対応を試みたものの、民主主義的要素の後退は、逆に国民からの体制に対する大きな反発を招くこととなっていた。このような反発は、朴正熙暗殺の前年、1978年に行われた国会議員選挙において、韓国憲政史上初めて、特定の野党が、得票率において与党のそれを上回る、という状況となって現れた。尤も、肝心の国会においては、得票率で下回った与党は、選挙区制の歪さにより獲得議席数では野党を上回り、更に、ここに定員の三分の一を占める統一主体国民会議からの推薦議員が加わることで、以前同様、国会での絶対多数を維持することに成功した。しかし、このような状況は逆に、国会の議席配分と国民の政党支持分布の乖離を際立たせる効果を齎すことになり、第四共和国体制の非民主主義的性格を、内外に印象付ける結果を齎した。

全斗煥等の目の前に存在したもう一つの制

度案は、先に述べた、政権側への対抗勢力が提唱する「大統領直接選挙制」を基礎とする体制に他ならなかった。従来、この体制案は第四共和政期の最大野党¹⁴、新民党において、対政府強硬派の地位を占めてきた金泳三等が強く主張してきたものである。そして、このような主張は朴正熙暗殺事件後、更に影響力を増すこととなっていた。野党を中心とする人々は、朴正熙暗殺事件の直後から、新たなる大統領は、統一主体国民会議による間接選挙ではなく、国民による直接選挙にて選出されるべきであると主張し、活発な運動を行っていた。このような主張に押される形で、朴正熙暗殺事件後に大統領代行の地位を占めた崔圭夏もまた、一旦は憲法改正の可能性を示唆するに至っている。崔圭夏と彼の政府は、その後、政府主導による憲法改正の可能性を公には撤回するものの、それにより野党陣営の反発を招くことになる。結果、野党を中心とする勢力の憲法改正に向けての運動は、却って活性化することとなった。

実際、朴正熙暗殺事件後の韓国政治においては、今後の政治体制をどのようなものとするべきかが、最大の政治的争点となっていた。そして結論から言うなら、全斗煥政権は、この既存の二つの案のどちらをも採用しなかった。背景にはこの政権の矛盾した性格があった。

第一は、全斗煥と彼の周囲にいた人々の、朴正熙との特殊な関係であった。周知のように、朴正熙政権期、全斗煥を中心とする陸軍士官学校十一期生の慶尚道出身者は、後に「ハ

ナ会」と呼ばれることになる、私組織を作ることとなっていた¹⁵。この「ハナ会」の性格と目的については様々な議論が存在するが、明らかなことは、この「ハナ会」を一つの基盤として、全斗煥とその周辺にいる人々が朴正熙との特殊な関係を築いていったことだった。

だからこそ、全斗煥を中心とする人々が、朴正熙に対抗する野党勢力が従来主張してきた大統領直接選挙制を骨子とする憲法改正に反対するのは、当然であった。しかしながら、全斗煥政権は、朴正熙の作り上げた第四共和国憲法体制をも継承しなかった。そして全斗煥は5.17クーデタにより、自らが権力を掌握した直後より、独自の憲法改正に着手することとなるのである。

全斗煥政権が第四共和国憲法体制をそのまま継承しなかったのは、彼等が自らの体制を朴正熙政権の単純な延長ではなく、これと一線を画する新たな存在であると位置づけようとしたことの結果だった。例えば、全斗煥は、この結果、彼等が制定した第五共和国憲法の宣布に際して、次のような談話を明らかにしている。

そのような中、[韓国では¹⁶]大統領の長期執権を可能にする方向で、度々恣意的な憲法改正が行われてきた。その結果、平和的な政権交代の道は、事実上閉ざされることとなってきた。そのことは制度面から見た時、明らかな後退であったといえることができる。

しかし制度的な後退にも拘らず、平和的政

権を求める我が国民の政治意識は、決して前進の歩みを止めようとはしなかった。

一つの民族の政治史において、国民意識と制度との間の乖離が生まれたなら、それは可能な限り迅速に必ず克服されなければならない。

第五共和国憲法は、正にそのような要請に応える為に作られたものに他ならないのだ¹⁷。

それでは全斗煥等が提示した第五共和国体制とは、実際にはどのようなものであり、彼等はそこにどのような意図を込めたのであろうか。次にその点について具体的に見てみる事にしよう。

第4章 第五共和国憲法とその正統化論理

第五共和国憲法の性格を理解する為には、その制定にいたる過程を明らかにする必要がある。まずはその点について簡単に見てみる事にしよう¹⁸。

この憲法の制定過程についての特徴の第一は、それが最終的に新たな体制の主導権を握ることとなる全斗煥等の権力確立に先立って開始されていることである。既に述べたように、韓国では、朴正熙暗殺事件の後、後任の大統領をどのように選出し、また、それを支える政治体制をどのようなものにすべきかについて、活発な議論が巻き起こった。重要だったのは、第四共和国体制の体制が、朴正熙その人の長期執権を可能とする為に作られた特殊なものであり、多くの人々が朴正熙なき第四共和国体制を想像する事さえ難しかった

たことだった。そのことは、例えば、与党の一角を占めていた民主共和党の動きに典型的に現れている。朴正熙の生前、第四共和国体制を当然のものとして支持していた民主共和党は、朴正熙の死後、突然、改憲論へと路線を変更し、1980年2月には独自の憲法改正要綱を発表するに至っている¹⁹。第一野党であった新民党は、以前から大統領直接選挙制を骨子とする憲法改正を主張していたから、この結果、国会の大勢は改憲論が占めることとなった²⁰。その状況は、第四共和国体制の落とし子とも言える、統一主体国民会議と彼等によって選出された第二与党、維新政友会にも大きな影響を与え、朴正熙の死後、リーダーシップを失った彼等は改憲論と護憲論の狭間で迷走することになる²¹。

各政党のこのような動向は、結果として、国会における憲法改正案作成に向けての動きとして現れた。国会には憲法改正特別委員会が設置され、4月初旬の条文作成、5月の国民投票を目標として作業が進められた²²。

状況を複雑にしたのは、第四共和国憲法が、憲法改正において二つの筋道による手続きを認めていたことだった。即ち、一つは、国会の発議による憲法改正だった。この方法による場合、国会の三分の二以上の賛成により発議された憲法改正案は、統一主体国民会議の議決により、確定されることとなっていた。しかしながら、憲法改正の発議は、大統領からも行うことができた。大統領から発議された憲法改正案は、國務會議による審査を経た後、国民投票により確定されることとなって

いた。

だからこそ、同じ状況に直面して、政府の側もまた、自らに有利な憲法改正へと動き出すことになった。憲法改正に向けての国会の議論の大勢が、大統領直接選挙制への回帰を主たる内容とする「第三共和国への復帰」を前提としたものだったのに対し、政府側が当初、念頭においていたのは、大統領間接選挙の維持を前提とした「二元執政府構想」であったと言われている²³。政府では、「憲法研究班」を組織して準備を進め、3月14日には「憲法改正審議委員会」を立ち上げるに至っている。

重要なのは、朴正熙暗殺以後における各勢力、更には世論における議論の中で、第四共和国憲法の改正が既成事実化し、また、あり得べき憲法改正の方向性もある程度決まっていたことである。だからこそ、1980年5月17日、戒厳令の全国拡大を利用した、事実上のクーデタにより全権を掌握した全斗煥を中心とする勢力も、この延長線上でしか行動することができなかった。朴正熙暗殺事件後の維新政友会や政府がそうであったように、当時の状況においては、憲法改正に向けての動きは国民大多数の意思によるものであると看做されており、これにあからさまに抵抗することは、新たに立ち上がろうとする政権の正統性を大きく傷つける可能性が存在したからに他ならない。

尤も、そのことは成立した全斗煥を中心とする政権が、朴正熙暗殺事件以後の憲法体制を巡る議論の全てをそのまま継承したことを

意味しなかった。1980年5月17日の戒厳令の全国への拡大と、それに伴う国会閉鎖の後、韓国における憲法改正作業の中心となったのは、全斗煥を委員長として設置された、事実上の政府組織、「国家保衛非常対策委員会²⁴」と、その下部委員会である「法制司法委員会」に他ならなかった²⁵。この「法制司法委員会」の委員であった朴哲彦の回想によれば、憲法改正案の核心に当たる権力構造に関わる部分の条文作成は、朴哲彦、禹炳奎、孫晋坤の各委員が当たり、保安司令部に特別に設けられた一室で権正達保安司令部情報処長と共にその作業を行った、という。当時の状況について、彼は次のように記している。

1972年以後、維新憲法下で行われた二回の大統領選挙は、共に統一主体国民会議による間接選挙だった。それ故に、1980年初頭の「ソウルの春」の雰囲気の中、「自分達の手で[大統領を]選ぼう」という大統領直接選挙制の主張が大勢を占めるに至った。しかし、「五・一七措置」以後、雰囲気がもう一度大きく変化した。新軍部から大統領間接選挙制を採用しなければならないという要請が来たのである。議院内閣制や二元執政府制は最初から議論にもならない雰囲気だった。大統領責任制で行けという大前提だった²⁶。

重要なことは、第五共和国憲法が、本来、朴正熙暗殺事件後の憲法体制を巡る議論の趨勢を前提とした上で、その上に全斗煥等が自らの意向を加える形で作られた、ということ

であろう。朴哲彦も回想しているように最大の変更点は、新軍部の意思により、大統領の選出方法が、間接選挙制へと戻されたことであった。全斗煥等の権力掌握以前の議論においては、大統領の権限やその内閣や国会との関係をどのようなすべきかについてこそ、各勢力間の意見の対立はあったものの、大統領を直接選挙にて選ぶこと自体は、否定すべからざるもの、とされており、これに反しての大統領間接選挙制の採用は明らかに新政権の一定の意思を示していた。言うまでもなく背景にあったのは、自らの権力掌握を確実にやりたいとする新軍部の思惑に他ならなかった。併せて、大統領の任期も、当初の6年から7年に引き上げられた。ここにも全斗煥個人の意思が直接反映された、と朴哲彦は述べている²⁷。

結果として作られた第五共和国憲法は、第四共和国憲法とは大きく異なるものとなった²⁸。これにより作り出された新たな政治体制には、憲法全文にて「第五民主共和国」との名称が公式に与えられ²⁹、政治体制が民主化されたことが大きく強調された。批判の強かった統一主体国民会議は廃止され、国会議員は全員、国民による直接選挙で選ばれるようになった。憲法前文からは、第三共和国以来一貫して使われてきた「4・19義挙及び5・16革命の理念を継承して」という一文が取り去られ、朴正熙政権からの連続性は大きく後退した。大統領の任期も1期に限定され、仮にこの点が改定されたとしても、その効力は改定時の大統領には適用されないことも明示さ

れた。これにより、全斗煥は自らの大統領の任期が、1988年に終わることを明言したことになった訳である。大統領による非常措置には国会の承認が必要とされ、その内容は司法審査の対象となることとなった。大統領選挙こそ、大統領選挙人団による間接選挙制に留まったものの、選挙方法等は大きく改められ、より強い直接選挙的な要素を持つようになった³⁰。

強調されるべきは、少なくともその出発点において、第五共和国憲法が、朴正熙暗殺事件以後の「国民の意思」を受け、これに応えるものとして、国民の前に提示されたことである。言い換えるなら、少なくとも当時の政権は、第四共和国から第五共和国への移行を、一種の「民主化」として位置づけたことになる。先に引用した全斗煥自身の談話においても明らかなように、そこでは第四共和国を含む過去の憲法改正による体制が、「大統領の長期執権を可能にする方向で」の「恣意的な憲法改正」の産物であると位置づけられ、韓国憲政史における「明らかな後退」であったと位置づけられている。

第五共和国憲法とそれにより樹立された体制には、それを従前の体制と区分するもう一つの正統化理由も与えられた。朴正熙政権下の韓国では、急速な経済成長の一方で、それに伴う経済的格差の拡大が新たな問題として指摘されるようになっていた。そして、全斗煥等は、ここでもこの朴正熙政権が積み残した問題を、自らの新体制こそが解決し得る、と主張した。だからこそ、この憲法改正も「安

定と繁栄、そして、正義社会の具現を通した新しい民主福祉国家の建設」を目的とするものとして、位置づけられた³¹。即ち、これまでの政権では成長ばかりを追及した結果として、社会の歪が大きく拡大することとなった。新たな政治体制は、福祉国家的政策を行い、この問題を積極的に解決していくのだ、というのである³²。

本稿において重要なことは、政権の中枢を握った全斗煥等が、彼等自身の朴正熙政権との高度な人脈的な関連性にも拘らず、朴正熙政権によって打ち立てられた第四共和国に対する否定的理解を前面に押し出し、これとの決別を公式に告げる形で出発した、ということである。

勿論、そのことはこの新たな政治体制が、朴正熙政権下のそれとは明らかな一線を画する、「十分に」民主主義的なものであったということの意味しない。現実の政治体制においては、時に憲法の条文以上に、その運用が重要である。新憲法施行直後、ある論者がいみじくも述べたように、第五共和国憲法は、確かに「運用次第」では民主主義的に作用し得る可能性を持ったものであった³³。しかしながら、そのことは、同じ憲法がやはり「運用次第」で、全く異なる作用を持つ可能性があることをも意味していたのである。

そして周知のように、第五共和国はやがて、それ自身が非民主主義的なものであると看做されるようになり、民主化運動における改革のターゲットと看做されて行くこととなる。それでは、どうして第四共和国との決別

を告げた筈の第五共和国体制は、政権側の正統化の意図と反して、非民主主義的なものと看做されるようになっていったのであろうか。次に章を代えて、この点について見てみる事にしよう。

第5章 第5共和国憲法の運用

最初に、民主化運動の課程において第五共和国体制にどのような問題があると看做されることになったのか、から見ていこう。例えば、金泳三・金大中両氏の後押しを受ける民主化推進協議会の流れを受けて1984年に成立した新韓民主党は、その創党準備委員会における決議文にて、次のような政府への二つの「要求」を突きつけている。即ち、第一は「反民主悪法である政治活動規制防止法」の即時廃止、第二は「選挙における自由で公明な雰囲気保障」であった³⁴。このことは当時の野党政治家の体制に対する不満が、この二つに集中していたことを示している。それらは具体的には何を意味していたのであろうか。まず、この点について見てみることにしよう。

周知のように、全斗煥等、新軍部勢力は、5・17クーデタにより全権を掌握した後、国会の解散を命じると共に、国民のあらゆる政治活動を禁止した。政治活動はその後、長く禁止されることとなり、1980年8月の崔圭夏大統領辞任と翌月の全斗煥の大統領就任、更には、10月の国民投票における第五共和国憲法の確定を待って、ようやく11月21日に発表された「戒厳報告第15号」にて、部

分的に許されることとなる。この時期に、政治活動が解禁された理由は明確であった。新たに定められた憲法により行われる筈の大統領選挙と国会議員選挙が目の前に迫っていたからである³⁵。民主化の進展を謳う新憲法下での選挙を、与党のみで行うことはさすがに不可能であった訳である。

しかしながら問題は、この時の政治活動解禁が、全面的なものではなかったことであった。就中、重要であったのは、政治活動に参加できる者の範囲が、大きく限定されていたことであった。即ち、政治活動再開に先立つ11月5日、解散中の国会に代わる「立法機関」とされた国家保衛立法会議は、「政治風土刷新の為の特別措置法」を制定、即日、施行した。この法律により、解散以前の国会に議席を占めた者や、政党幹部職にあった者、社会安全法の規定により保安処分を受けた者、更にそれ以外の元議員、官僚、一般党员・党職者や大学教授等の中で「1968年8月16日から1980年10月26日までの間の政治的・社会的腐敗や混乱に対して顕著な責任を負ったと認定される者」は、政治活動再開に先立って、「政治刷新委員会」の審査を経なければならぬものとされた。審査対象者は前国会議員231名、政党幹部257名、その他6578名の多数に及び、その内、811名が政治活動不適格者と認定され、この審査結果が11月12日に発表されている。この人数には3日後の、11月15日に24名が追加されることとなり、最終的な政治活動不適格者の数は835名の多きに及んだ。取り分け、前国会議員は231名

中210名が、政党幹部は257名中254名がこの中で不適格と認定されている³⁶。

尤も政治活動不適格と認定された者の中で、政治活動を望む者は、再審査の請求をすることもできた。結局、586名がこの再審査を要求し、この結果、268名の政治活動が認められることとなった。言葉を代えて言うなら、再審査を請求しなかった者を含めて567名がこの後も政治活動を禁止されることとなった訳である。

本稿において重要なことは、全斗煥政権が、この政治活動の制限を用いて、第五共和国の政治空間を制御しようとしたことだった。即ち、彼等は制度的には第四共和国よりも「民主主義的な」第五共和国体制を用意する一方で、これにより形成された政治空間に参加できる人間をコントロールすることで、政治空間の行方を左右しようとしたのである。

ここで見落とされてはならないことが幾つかある。一つは、この方法が1961年の軍事クーデタ後の朴正熙政権のその模倣だ、ということである³⁷。朴正熙等はクーデタ後、やはり非常措置により国会を解散し、一旦あらゆる政治活動を厳禁した。そして彼等は、自らが中心となって結成された最高会議にて、「政治浄化法」を制定し、これにより設置された「政治浄化委員会」が4374名を一先ず政治活動不適格と判定するに至っている。

二つ目は、しかしながら、全斗煥政権がこの方法をより長期に渡って利用したことである。朴正熙政権においては、後に追加された者を含む不適格認定をされた4374名中、

2958 名が適格審査を要求し、まず 1336 名の政治活動が認められた。言い換えれば、当初の政治活動不適格者は実に 3038 名の多きに及んでいた。しかし、その後、朴正熙政権は 1963 年の大統領選挙と国会議員選挙までに 3 回の解除を行っている。結果として、第三共和国の政治体制から排除されたのは、元大統領李承晩、元首相張勉等の 268 名に留まった。張勉等一部を除けば、政治活動不適格者には、李承晩政権与党であった自由党政権関係者が多く、前大統領尹潽善をはじめとする有力政治家の大多数が、クーデタ後最初の大統領選挙と国会議員選挙に参加することができた。だからこそ、実際、第三共和国期の選挙等においては、これら政治活動不適格者に対する規制解除が政治状況に与えた影響は限定的な範囲に留まり、大きな政治的問題とはならなかった³⁸。

これに対して、全斗煥政権は、政治活動不適格者の追加解除をなかなか実施しようとはしなかった。1963 年とは異なり、1981 年に行われた大統領選挙と国会議員選挙においては、先に政治活動が禁止された 567 名は依然として、これに参加することができなかった。人数以上に重要だったのは、政治活動不適格者の中に、5・17 クーデタ以前の有力政治家の殆どが網羅されていたことだった。実際、有力政治家に対する弾圧は、この範囲にさえ留まらなかった。クーデタ直前、「三金」と並び称された、金鍾泌、金泳三、金大中の内、金大中が光州事件との関係を問われて獄中にあり、死刑判決を受けたことはよく知られて

いる。金鍾泌は朴正熙政権期における不正蓄財の罪により逮捕され、金泳三は自宅軟禁の挙句、政界引退表明を強要されていた。更に 1980 年の段階で、政治活動不適格者に対する政治活動解除は、第五共和国における 2 回目の大統領選挙が予定される 1988 年まで実施されないものとさえ喧伝されていた³⁹。

次にこの有力政治家への政治活動禁止が、どのような政治的効果を持ったかを見てみよう。第一に明らかなことは、これにより大統領選挙等における、全斗煥に対する有力な競争者が失われたことだった。1981 年、第五共和国体制下における最初の大統領選挙における、主要な立候補者は、民主正義党から立候補した現職の全斗煥と、民主韓国党党首の柳致松、韓国国民党党首の金鍾哲、そして民権党の金義澤の四名だった。この内、民主韓国党は第四共和国期の最大野党であった新民党、韓国国民党は同じく与党であった民主共和党系の政治家によって作られた政党だったが、肝心のこれらの政党からの大統領候補自身はと言えば、当時の韓国においてさえ無名に近い人物と言わざるを得なかった。即ち、柳致松⁴⁰は 1960 年代半ばに新民党の組織局長や事務総長を歴任した経験こそ有していたものの、どちらかと言えば政治の裏方に当たることの多かった政治家であり、例えば、党総裁や院内総務のような国民の注視を浴びるポストに就いたことのない政治家であった。金鍾哲もまた、朴正熙政権期において、国会における経済科学委員長や党務委員こそ経験していたものの、民主共和党の最高幹部の一

人とは、到底言うことのできない人物であった⁴¹。残る一人の候補者である金義澤⁴²は、第四共和国下の新民党において金泳三と党首の座を争った、代表的な野党穏健派の政治家であったが、肝心の彼の政党は新民党系の一部のみを糾合したものであり、大きな力を持つことができなかった。結果、大統領選挙において全斗煥は、大統領選挙人の90%以上を獲得し大勝することになる。

政治活動の制限が齎したもう一つの効果は、政党、とりわけ野党の政策的方向性へ与えた影響だった。当然のことながら全斗煥政権期の政治活動不適格者には、民主共和党や維新政友会等の旧与党系よりも、新民党を中心とする旧野党系の政治家が多かった。しかしながら、そのことは直ちに第五共和国において、新民党の流れを引く、勢力が大きな力を持たなかったことを意味しなかった。1981年の一連の選挙において、新民党の流れを汲む民主韓国党は、大統領選挙にて、党首・柳致松が全斗煥に続く第二位の得票数を集めたのに続き、国会議員選挙でも、全斗煥政権期の新与党・民主正義党の35.6%に迫る、21.6%の得票率を獲得し、81議席を擁する最大野党の地位を獲得した。

しかし、肝心の民主韓国党の活動は、その後人々から大きな評価を得ることはできなかった。周知のように、その結果は、続く85年の国会議員選挙における、金泳三や金大中の影響を受けて新たに結成された「鮮明野党」新韓民主党に対する敗北と、事実上の党解体、という形で現れることになる。この

ような民主韓国党の不振の理由は通常、同党の政府・与党に対する姿勢の「不鮮明な」対抗姿勢に求められている⁴³。同党を初めとする第五共和国期野党が「御用野党」であったと言われる所以である。しかし、そのことは民主韓国党を初めとするこれらの政党が、全斗煥政権に対して、常に唯々諾々として従っていたことを必ずしも意味しない。当時の国会の議事録等を見れば明らかなように、民主韓国党は国会議員選挙直後から、選挙の「墮落性」を攻撃すると共に、「緊急措置犠牲者」の早期釈放・復権や、「政治活動被規制者」の政治活動再開、更には、司法部の権威回復や、言論の自由の拡大、勤労者の権利保護などの要求事項を抱えて、彼等なりに、政府・与党と対峙する努力を続けていた。民主韓国党は、大型手形詐欺事件「張女子事件」等の政権側のスキャンダルにおいても、第二野党の韓国国民党等と協力して、国務総理をはじめとする閣僚への不信任案を提出するなど、活発な活動を行っている。就中、民主韓国党が力を入れたのは、政治活動不適格者に対する早期での政治活動解禁の要求であった。1983年以降の漸進的な政治活動不適格者の政治活動解禁は、一面では彼等のこのような活動の結果であり、それは、この時期の韓国政治に大きな影響を与えていくことになる。

それでは、民主韓国党の問題は、どこにあったのだろうか。それは一言で言えば、彼等の体制側に対する批判が飽くまで第五共和国憲法とそれが設定した制度的な枠内に留まっていた、ということである。そして、そのよう

な同党の方向性を最も象徴的に体现した人物こそ、党首であった柳致松に他ならなかった。彼は、自らの総裁及び大統領候補指名に際して、次のように述べている。

現実の政治体制や制度が全ての要求を満足させるものだとは思わない。しかし、現実が我々の参与を通して改善される可能性があると感じて、(この選挙に) 参与するのだ⁴⁴。

実際、韓国民主党は、新韓民主党が新たに結成され、大統領直接選挙制への憲法改正を活動の第一目標に挙げるまで、憲法改正の必要性について、殆ど言及することが無かった。そしてそれはある意味では、当然の結果であった。第四共和国期の新民党には、「鮮明野党」を看板に掲げ、大統領直接選挙制の実現を求める金泳三率いる強硬派と、第四共和国憲法の枠内での漸進的な民主化を目指す穏健派が存在した。しかし、第五共和国期において、政治活動を許された旧新民党系の政治家の大半は、後者に属する人々であった。つまり、第五共和国における一部政治家への政治活動禁止は、野党内部における勢力バランスの変化を齎していた訳である。これにより、旧新民党系の政治家の中で、穏健派の優位が確立し、彼等は第四共和国時の自らの主張の延長線上で、既存の体制を前提とした漸進的な改革を主張した⁴⁵。第四共和国憲法体制との共存さえ主張できた彼等にとって、そこから一定の要素が改善された第五共和国体制との共存が主張できない筈は無かったからであ

る。

限定的であるにせよ「民主化」された憲法と、その憲法により「民主化」されたことを強調する制度、更にはその制度に対する参入の制限。注意しなければならないのは、このような制度への参入の制限が、「民主化」された憲法による政治制度が動き出す以前に作られた法律によって正当化されていたことである。第五共和国における政治活動の制限を定めた「政治風土刷新の為の特別措置法」を制定したのは、第五共和国憲法の附則によって制定された国家保衛立法会議であり、この国家保衛立法会議の内容を定めた国家保衛立法会議法は、5・17軍事クーデタ以後に設置された超法規的機関、国家保衛非常対策委員会によって制定されている⁴⁶。同様のことは、この時期の政治の行方を左右したもう一つの要素である選挙法についても言うことができる。この時期使用された、大統領選挙法や国会議員選挙法もまた、超憲法的な機関である国家保衛立法会議によって定められたものであり、その効力は国会開会後もそのまま有効とされていた⁴⁷。

言うまでも無くそこには、第五共和国憲法とこれによる政治体制の「民主化」の効果が、自らを中心とする政治体制への脅威となることを防止しようとする全斗煥政権の意図があった。だからこそ彼等は、民主化された制度の効果を、その外側に作り上げたもう一つの制度により、限定しようとしたのである。彼等はそれにより、自らの体制が過去と決別したことを強調しつつ、自らの安定的な覇権

を維持しようと試みた。しかしながら、彼等の体制維持の為の試みはそれだけではなかった。次にその点について見てみる事にしよう。

第6章 民主化から如何にして目をそらせるか

全斗煥政権は、自らが樹立した第五共和国体制を第四共和国体制とは一線を画する民主主義的なものとして宣伝し、その正統化を図るべく努力した。しかしながら、先に述べた政治活動規制に典型的に現れたように、その現実の政治体制の運用は、「民主主義的な体制」としては多くの問題を含んでいた。前章で指摘した内容に加えて、大統領を選出する為の間接選挙もまた、第四共和国時の統一主体国民会議選挙に類似した「公営選挙」の形式で行われ、候補者による選挙活動は、選挙ポスター、選挙公報、そして合同演説会にのみ限定されるなど、非民主的な要素を有していたことが重要であろう⁴⁸。

このような政治活動に対する広範な制限は、当然のことながら、この政治体制に対する大きな疑念を生み出す可能性を有していた。そして、だからこそ、全斗煥政権は、第五共和国体制の「民主主義的性格」を宣伝すると同時に、民主化を巡る運動そのものを封圧する手段を講じなければならなかった。

このような目的の為に、全斗煥政権が用いた方法には、直接的方法と間接的方法があった。ここでいう直接的方法とは、即ち、政権側が民主化を巡る言論空間を直接操作しようとするものである。言うまでも無くその主要な方法は、学生運動等の抑圧であり、また、

言論等の再編成であった。就中、全斗煥政権期の当初には、活発な言論再編成が行われ、政権側はこれを通じて、マスメディアの報道を統制すべく努力した⁴⁹。

しかしながら、本稿において重要なのは、全斗煥政権が用いた、もう一つの方法、即ち、間接的な方法である。特にイデオロギー的な側面から見た時の全斗煥政権の朴正熙政権との大きな違いの一つは、「娯楽」への対処の仕方の違いにある。クーデタ当初から、禁欲的な倫理の重要性を強調し、「娯楽」に対して否定的な姿勢をとった朴正熙政権とは異なり、全斗煥政権は後に「3S (Sport, Sex, Screen) 政策」と呼ばれることになる、開放的な大衆文化政策を取ったことで知られている。その代表的なものとしては、プロサッカーやプロ野球の開始、夜間外出禁止令の廃止、カラーテレビ放送の開始、更には中高生の制服や髪形の自由化等を挙げることができる⁵⁰。

このような全斗煥政権の大衆文化政策の本格的な開始を告げるものとして、最も有名なものは、1981年5月28日からの5日間、ソウル市のヨイド広場にて行われた「国風81」と呼ばれた文化イベントであろう。この190余大学から250以上のグループと芸能人等をかき集め、1万3千人がパフォーマンスを繰り広げた「民族文化の祝祭」には、僅か5日間の祭典であったにも拘らず、1000万名以上の観客が詰め掛けたと言われている。その背景には、光州事件からちょうど1年を迎えたこの時期の、大学生を初めとする人々の関

心を、民主化から逸らそうとする政府の意図があったと一部で指摘されている⁵¹。

尤も、「国風81」は大々的に宣伝されたにも拘らず、その後に引き継がれなかった。その最大の理由は、全斗煥政権が異なる方向での大衆文化政策を模索するようになったからであろう。1981年に入ると、全斗煥政権はプロスポーツの解禁を呼びかけた⁵²。先行したのは、サッカーであった。全斗煥は中学生時代から熱烈なサッカー愛好家であり、自身も学生時代、サッカー部のゴールキーパーとして活躍した経験を有していた。これに野球が続くこととなり、紆余曲折を経た挙句、まず、プロ野球が1982年に出発し、翌1983年にはプロサッカーも開始されることとなる。

しかしながら、全斗煥政権のスポーツ政策への傾斜を決定的なものとしたのは、これらプロスポーツ開始の準備が進められていた真只中の1981年9月30日に開催されたIOC総会での、1988年オリンピック開催地としてのソウルの選定に他ならなかった。尤も、そのことは全斗煥政権が当初から、オリンピック誘致を大きく重要視していたことを意味しなかった。そもそもこの時のオリンピック開催地立候補は、朴正熙政権末期に決定されたものであり、全斗煥政権はその後を引き継いだに過ぎなかった。事前の予想でも、ソウルはライバルである名古屋に対して不利である、という観測が伝えられており、韓国内における当初の期待は、後のソウルオリンピックに対する熱狂と比べれば、それほど大きなものとは言えなかった⁵³。

それでも突然訪れたオリンピック開催の機会到来は、全斗煥政権をしてスポーツ政策に更に積極的に取り組ませるに十分であった。続いて同じ年の11月には、ソウルは、1986年におけるアジア大会の開催地にも選定された⁵⁴。アジア大会誘致の競争相手は北朝鮮の平壤⁵⁵であり、奇しくも、国際大会誘致で仇敵である日本と北朝鮮に立て続けに勝利したことに、韓国の世論は熱狂した。全斗煥政権もこの状況に合わせる形で、1982年には新たに体育部を設置し、両大スポーツ大会開催の準備に当たらせることとなった。初代の長官には当時の政権ナンバー・ツーであり、後に大統領になる盧泰愚が就任した。そのことから全斗煥政権がどれほど、この両大スポーツ大会を重視していたかを知ることができる。

オリンピックとアジア大会開催の決定は、単に全斗煥政権下におけるスポーツ政策の重要性を高めさせただけではなかった。何故なら、これにより従来は、大衆に対して娯楽を提供することにより、国民の民主化等に対する関心を逸らせることを目的とした政策に、国際的な要素が入り込んできたからである。即ち、オリンピック開催決定以後、全斗煥政権のスポーツ政策は、二つのことを大きく意識しなければならなくなった。一つは、国民のナショナリズムであり、もう一つは、国際大会を「成功」へと導く為に国際社会からの支持を獲得することであった。

前者において重視されたのは、二つの要素であった。一つは、言うまでもなく、国際ス

ボーツ大会における韓国人選手の成績向上である。全斗煥政府はこの為にエリートスポーツ選手教育の為にプログラムを開発し、その育成に努めることとなった。二つ目は、国家の威信をかけたインフラストラクチャーの整備であった。競技場のみならず、大規模な高速道路や空港等の整備が行われた。スポーツは最早、国家の威信をかけた一大事業となりつつあった。

しかしながら、より重要であったのは、国際社会からの支持の必要であった。周知のように、ソウルにおけるオリンピック開催決定の前年に行われたモスクワオリンピックでは、ソ連のアフガニスタン介入に抗議して、日米をはじめとする多数の西側諸国が参加をボイコットしていた。続く1984年のロサンゼルスオリンピックでは、これに対抗する形で今度は東側諸国が大会をボイコットすることとなりオリンピックは迷走を続けていた。このような中、ソ連や中国と国交さえ持たない分断国家、韓国におけるオリンピック開催は当初からその「成功」が大きく危ぶまれていたのである。

尤も、そのことは仮に、ソウルでのオリンピックが、東西両陣営の参加により「成功」することとなれば、韓国の国際的威信が大きく向上するであろうことをも意味していた。だからこそ、全斗煥政権は、これを自らが北朝鮮に対して国際的優位を獲得する為の絶好の機会と看做すことになる。

こうして韓国は、文字通り、「国を挙げて」オリンピックへと向かうこととなる。そして、

それは1988年のソウルオリンピックの「成功」へと繋がることとなるのである。

しかしながら、ソウルにてオリンピックが開催されたその時、全斗煥は既に権力の座にはいなかった。否、当時の彼は腐敗した嘗ての独裁者として大きく非難され、後継者となった盧泰愚は、全斗煥にオリンピック開会式における座席すら用意しなかった。そのことは、本来、自らの政権の体制維持の為に始まった一連の施策が失敗に終わったことを意味していた。

それでは、このような全斗煥政権の体制維持の試みは、何故に失敗することになったのであろうか。最後にその点について触れて、本稿の筆を置くこととしよう。

第7章 「正常への復帰」

ここまで述べてきたことをまとめてみよう。

1979年12月12日の「粛軍クーデタ」で軍内の権力を掌握し、更に翌年5月17日の全国への戒厳令拡大により、政治的権力をも獲得した全斗煥等「新軍部」は、二つの矛盾した課題を抱えてきた。つまり、彼等は第一に暗殺された朴正熙の庇護下で成長し、その後継者であることを自負する一方で、第二に朴正熙暗殺後の「ソウルの春」における改革的な状況を前提として政権を出発させなければならない、という矛盾した責務を抱えていたのである。

そしてそのような彼等の前には既存の二つの体制案が存在した。即ち、一つは朴正熙の

残した権威主義的な第四共和国の体制であり、もう一つは、野党強硬派が主張し、「ソウルの春」において大勢となりつつあった大統領直接選挙制を軸にした政治体制に他ならなかった。しかしながら、新軍部はこのどちらも採用することができなかった。何故なら、前者が国民の支持を受けていないことは、朴正熙暗殺事件前後の政治状況から明らかであり、また、後者を採用すれば、クーデタ後の体制において、自らが政治的覇権を失う可能性があったからである。

だからこそ、彼等は両者の折衷案としての新たな体制の構築を試みることになる。それが1980年の第五共和国憲法によって成立した第五共和国体制に他ならなかった。この体制は、基本的に新軍部による権力掌握以前における、再選禁止の大統領制を基本にした憲法論議を前提とした上で、その上で全斗煥自身が希望した7年という長期の任期を持つ大統領を間接選挙にて選ぶシステムを連結させた形で作られた。政府はこれを第四共和国のそれとは一線を画する、「民主主義的な体制」とであると宣伝し、自らの正統性を確保しようと努めることになる。

しかしそれだけでは、新軍部は自らの権力を維持できない可能性があった。何故なら、「民主主義的」な憲法に従って、選挙が実施された場合、クーデタにより政権を獲得したことにより支配の正統性を欠如した新軍部側が敗れる可能性は常に存在したからである。新軍部がその為の「保険」として用意したのが、選挙実施以前の段階で制定した法律で、

この「民主主義的」な政治的ゲームに対する参加者を恣意的に限定し、選挙のルールを規定するシステムだった。一言で言えば、新軍部は民主主義的な憲法と制度を、民主主義的な制度の外から枠を嵌めることで、そのアウトプットをコントロールしようとした、ということができる。

当然のことながら、このような統制の方法は、第五共和国の「民主主義性」つまり、イデオロギーの説得力を大きく損なわせることとなった。このような状況に対処すべく、新軍部が並んで採用したもう一つの方法が、民主主義を巡る議論そのものをコントロールしようとしたことだった。彼等は言論統制により、民主化を巡る議論を抑圧すると共に、朴正熙政権においては抑制されていた大衆娯楽を積極的に支援していくことにより、国民の目を政治から逸らさせるように努力した。

結果として、1981年前後、第五共和国を巡る状況は一旦、安定を見せることとなる。1981年の大統領選挙と国会議員選挙において、全斗煥とその与党・民主正義党は予定通り勝利を収め、行政・立法の両権力を掌握する。「3S政策」の一環として後に非難されることになるプロ野球は、熱狂的な人気を集めることに成功し、それは一つの社会的現象となる程だった。日本を打ち破って誘致に成功したソウル・オリンピック開催は、国民から大きく歓迎され、全斗煥と彼の政権の威信は著しく高まったかに見えた。

だが、このような状況はその後急速に瓦解していくことになる。切欠となったことは、

二つあった。一つは金泳三を中心とする旧新国民党強硬派に属する政治家達の活動である。1981年5月1日に自宅軟禁を解かれた金泳三が、実質的な政治活動を再開するのは、同年12月31日の旧新国民党系政治家の集まりにおいてのことである⁵⁶。政治活動禁止の間隙を突いて「忘年会」を名目として行われたこの集まりを切欠として、金泳三と彼を中心とする人々は積極的な会合を持つこととなり、やがて彼等は「民主山岳会」を結成し、今度は「登山」を名目とした集まりを毎週木曜日に行うに至る。「登山」には一般の支持者の多くも参加し、その活動は次第に勢いを増していくようになった。

周知のように、この活動は全斗煥政権の大きな怒りを買い、1982年4月12日、金泳三はニューヨークタイムスの取材に応じたことが政治活動に該当するとして、再び自宅軟禁を強制される。そしてその1年後の1983年5月18日、金泳三は自宅軟禁に抗議する断食を開始することになる。この時、金泳三が要求したのは次の5項目だった⁵⁷。

1. 民主化闘争の結果として収監されている人々の釈放。
2. 政治活動規制の解除。
3. 政治的理由で追放された教授・学生・勤労者の復職、及び、公民権制限者の権利回復。
4. 論の自由の保障。
5. 5.17クーデタ以前の世論を反映した、大統領直接制と国民の権利保障の為の憲

法改正。

重要なのは、このような金泳三の要求が、最終項目を除けば、全て第五共和国憲法の枠内で主張可能なことだった。政治犯の収監、政治活動規制、公職追放、言論統制は全て、第五共和国憲法の規定に沿って行われた国会議員選挙の以前に制定された法律に基づいており、十分な民主主義的正統性を有していなかった。

就中、重要であったのは、政治活動規制の解除を巡る問題だった。全斗煥政権にとって厄介であったのは、これらの政治活動規制が当初から明確な基準を有していなかったことだった。この政治活動規制が戒厳令下における政治活動制限の延長線上にあることは明らかであり、何故に、戒厳令解除後も彼等の政治活動を禁止しなければならないかについても、明確な説明は存在しなかった。

実際、全斗煥政権も既に1982年には、この問題に対する議論を始め、1983年2月25日には、第一次の政治活動解禁者を発表するに至っていた。政権側による政治活動規制解除への動きは、結果として、国会内の野党に一層の政治活動解禁への期待を高めさせることとなり、彼等の活動を大きく刺激することとなった。既に述べたように取り分け、第一野党である民主韓国党は、この問題に対して積極的な姿勢を示していた⁵⁸。彼等は、政治活動規制の解除が広がり、多くの旧野党政治家の活動が可能になれば、彼等は当然、同じ旧野党の流れを引く自党に参加することにな

る、と考えたからである。こうして、1983年、国会外の金泳三を中心とする勢力と、国会内の民主韓国党の間の、政治活動解禁を巡る、事実上の連携が成立することになる。

重要なことは、当時の韓国においては、このような政治活動被規制者の政治活動解禁が、「正常への復帰」であると看做される雰囲気が存在したことである。即ち、政治活動の規制が、憲法による規定に直接基づいていない以上、少なくとも何時かは、「正常化」する必要があった。既に1983年1月18日、全斗煥は自身、新年の施政方針演説にて次のように述べている。

現在の状況を見た時、この法が当初に意図した政治風土の刷新と道義政治の具現は、国民的輿望の中、着実に根を下ろしつつある、ということができる。また、当事者達の自粛の雰囲気もある程度、定着しつつある。

このような状況から、本人はこの際、政治活動禁止に対する解除措置を検討する時期になったと判断し、まず、今年内に第一段階措置を取り、残る対象者に対しても、段階的な措置を継続検討することを明らかにしたい⁵⁹。

既に述べたように、政治活動不適格者の政治活動禁止は、当初から1988年6月には全面解除されることが決まっており、問題はそのタイミングだけに過ぎなかった。だからこそ、全斗煥政権はこのタイミングを調整することで、野党政治家の懐柔を図ろうと考えた。しかしながら、同時にそのことは、例えば、

再びクーデタ劇を演出して戒厳令でも発布しない限り、状況を後戻りさせることはできないことをも意味していた。

金泳三と民主韓国党の政治活動解禁を求める積極的な動きは、このような状況の中、行われた。1984年1月17日、全斗煥は一年前と同じ新年の施政方針演説にて、「過去の政治非理故に法によって政治活動を禁止されている者」に対して、「改善の情に従って」、「段階的な解除措置」を検討していることを明らかにした⁶⁰。野党はすぐさまこの動きに反応した。1月21日には、民主韓国党の柳致松総裁、そして、1月25日には、韓国国民党の金哲鍾総裁が記者会見を開き、政治活動規制の全面解除を主張するに至っている⁶¹。こうして2月25日、第二次の政治活動解禁が実施された。11月には第3次の解禁も実施され、結果、残る政治活動被規制者は、金泳三・金大中・金鍾泌等、僅か15名となることとなった。

こうして全斗煥等が構築した、第五共和国憲法に規定される民主的な制度に対する参加を、枠外に作り上げた制度で制限して統制する、というシステムは事実上、崩壊することになった。結果は、1985年国会議員選挙における、新野党、新韓民主党の躍進であった。以後、韓国は急速に民主化への道を歩みだすことになる。

むすびにかえて

1985年の国会議員選挙における新韓民主党の躍進は、1987年における韓国の民主化

へと向かう道の中で最大の分岐点であった。重要であったのは、ここで金泳三や金大中を中心とする旧新民党系の強硬派が、政治活動解禁後、穏健派が主導権を取ってきた当時の最大野党、民主韓国党に合流せず、独自の政党を作ることを選択したことであった。この結果として成立した新韓民主党は、旧新民党系の勢力でも圧倒的に強硬派を中心とした政党となった。彼等は、党の基本政策の第一として、大統領直接選挙制を骨子とする憲法改正を掲げ、第五共和国体制に正面から対峙した⁶²。

だからこそ、1985年の国会議員選挙における新韓民主党の躍進は、全斗煥政権にとって大きな衝撃として左右した。一つはこの選挙において、新韓民主党と民主韓国党を合わせた得票率が与党、民主正義党のそれを大きく凌駕したことだった。そのことは仮に、旧新民党系勢力が単一候補者を出して、次回の大統領選挙に望んだ場合、与党系候補が敗れる可能性があることを意味していた。しかしながら、全斗煥政権にとってより大きな衝撃であったのは、この選挙において、第五共和国における「体制内野党」であった民主韓国党が、新韓民主党に敗れて野党第二党に転落し、その衝撃にて瓦解していったことであつたろう。この状況において、新韓民主党は民主韓国党の合党提案⁶³を拒否し、民主韓国党所属の国会議員に、個人資格で自党に入党することを要求した。言うまでも無く、このような新韓民主党の姿勢に背景にあったのは、野党における主導権を巡る争いであった。

旧新民党強硬派系の政治家達は、穏健派が主流を占める民主韓国党を政党として瓦解に追い込むことで、野党における主導権を、自らの手に確保しようとしたのである。

勢いを得た野党が強硬派の主導権の下に落ちたことは、全斗煥政権を窮地に追い込んだ。1985年10月、新韓民主党は正式に憲法改正案を確定し、その実施を全斗煥政権に迫ることとなる。このような状況の中、全斗煥政権はその後、幾度か、野党の分断を試みるものの失敗し、強硬派は終始野党内の主導権維持に成功する。窮地に直面した全斗煥は、1987年4月13日、所謂「4.13措置」を発表し、野党側との憲法改正論議の中止を発表する。しかし、それは逆に世論の大きな反発を招くことになり、事態は大規模な街頭闘争へと発展する。

結論から言うなら、全斗煥政権はこの街頭闘争を強権措置により排除することができなかった。尤も、そのことは全斗煥と彼の政権には法的に如何なる手立ても与えられていなかったことを意味しなかった。第五共和国憲法には、第四共和国憲法から引き継がれた比較的広範な緊急措置権が大統領に与えられており、少なくとも制度的には、大統領が緊急措置を発動し、これを国会にて多数を占める与党が追認する形で、強権措置を取ることとは不可能ではなかった筈である。省みれば、光州事件当時、全斗煥は未だ法的には一介の保安司令官に過ぎず、自ら緊急措置権を発動することすらできなかった。だからこそ、全斗煥を中心とする人々は、当時の崔圭夏大

統領に強制に近い形で戒厳令の全国への拡大を要求し、その結果として主導権を自らが確保する、という手の込んだ方法を取らざるを得なかった。対して1987年、全斗煥は正式に大統領の座に就いていた。だからこそ、彼は少なくとも法的には、光州事件の時以上に明確な法的根拠を持って、強権措置を発動することができた筈だった。

皮肉なことに、全斗煥政権がこれに踏み切れなかった一つの理由は、目前に控えたソウルオリンピックの存在だった。確かにソウルへのオリンピック誘致は、全斗煥政権にとっての大きな成功であり、また、彼等はその為の国民の団結を繰り返し訴えた。しかしながら、このようなソウルオリンピックの存在は、何時しか、彼等が予想した以上の重要性を以って韓国の世論に表れることとなっていた。全斗煥政権が強硬措置を持って、民主化勢力の弾圧を図れば、ソ連や中国を中心とする国々は、それを名目にソウルオリンピックへの参加を拒否することになるかも知れない。仮にそれにより、オリンピックの開催が不可能になるようなことがあれば、それは政権にとっても大きな屈辱であり、看過出来ることではない。全斗煥政権に威信を与える筈のソウルオリンピックは、何時しかその政権自身の行動をも大きく拘束するようになっていたのである。

こうして全斗煥政権は、自らが設定した筈の枠組みに、自ら自身が縛られていくことになった。「民主的な」第五共和国憲法の規定は、彼等の政権維持にとって脅威となり、自

らの正統性の根源の一つとして利用しようとしたソウルオリンピックの存在は、逆に自らにとって障害となりつつあった。

尤もそれだけなら、全斗煥と彼の政権には、絶望の中、両者を共に投げ打って、嘗ての権威主義体制に復帰するしか道がなかったのかも知れない。何故なら、この状況で野党の要求を受け入れ、新たな政治制度へと移行することは、自らの政治勢力の終わりを意味していたかも知れなかったからである。

しかしながら、彼等にはまだ一つの道が存在した。それは全斗煥等にとって幸いなことに強硬派が主導する野党勢力には二人の指導者が存在し、両者が長い対立の歴史を抱えている。彼等は今でこそ、政権に対峙する為に団結しているが、仮に政権側が彼等の要求を吞んでしまえば、彼等は再び対立関係の中に落ちるかも知れない。野党側の要求を拒否して、彼等の結束を維持させたまま、間接選挙での大統領選挙に臨むくらいなら、彼等の要求を全て吞んで、彼等の結束を崩した後、大統領直接選挙制に臨む方が有利になる。

全斗煥はそうように考え、結局は、野党側の条件を受諾することになる。こうして第五共和国は終わりを告げ、韓国における「民主化の時代」は終わりを告げることになる。

その後の展開については、また、別稿にて詳しく論じることにして、ここで本稿の筆を置くことにしよう。

注

- 1 閔正基編『全斗煥語録：榮光의세 歴史를 国

- 民과 함께』同和出版公社、1987年、165頁。
- 2 拙著『民主化の韓国政治』名古屋大学出版会、2008年。
- 3 Samuel P. Huntington, *The third wave: democratization in the late twentieth century*, Norman: University of Oklahoma Press, 1991.
- 4 例えば、韓国における民主化過程最大の悲劇である光州事件において認定されているのは、死亡154名、行方不明70名に留まっている。「관련현황」, 5·18 기념재단, <http://www.518.org/main.html?TM18MF=A030106> (最終確認2012年2月29日)。これに対して、例えば中国における第二次天安門事件では、中国政府発表でも319名が死亡したとされている。
- 5 1983年を一つの契機と考える理由については、後述。
- 6 このような韓国の民主化に関わる先行研究の理解については、木宮正史『韓国—民主化と経済発展のダイナミズム』ちくま新書、2003年、をも参照のこと。
- 7 例えば、한상진「한국중산층의 개념화를 위한 시도: 중산층의 규모와 이데올로기적 성격을 중심으로」, 『한국사회학』Vol.21, No.1, 1987年。
- 8 例えば, 임혁백『시장·국가·민주주의: 한국 민주화와 정치 경제 이론』나남, 1994年。
- 9 民主化宣言直前の全斗煥と盧泰愚の関係については、金聲翊『全斗煥육성증언, 1986.1.20 ~ 1988.2.24: 5공 청와대 통치 기록 담당자가 공개하는 격동기 대통령의 생생한 현장실토토』朝鮮日報社、1992年。野党陣営が要求する大統領直接選挙制への憲法に対して、全斗煥は盧泰愚以上に積極的であった。
- 10 以下の議論については、前掲拙著参照のこと。
- 11 この考え方については、国際紛争に関するBouldingの考察から示唆を得ている。Bouldingは、ある事象が国際紛争に発展する為には、事象に対する認識の違いと併せて、事象の重要性が存在しなければならないと、議論している。K. E. Boulding, *Conflict and Defense: A General Theory*, New York: Harper & Row, 1963, pp. 1-18.
- 12 この点については、前掲拙著『民主化の韓国政治』。
- 13 韓国の憲法体制の基本的な変遷については、金英秀『韓國憲法史』學文社、2000年を参照のこと。
- 14 韓国の野党の流れについては、李英石『野黨40年』人間、1987年等を参照のこと。
- 15 ハナ会については、姜昌成『軍閥政治』해동문화사、1991年、박종성『인맥으로 본 한국정치: 파벌의 이합집산과 표류행각의 궤적』한울、1997年、等。
- 16 []内は、筆者の補注。以下、同。
- 17 전두환『제5공화국헌법선포에 즈음한 대통령각하 담화문』대한지방행정공제회、1980年、16-17頁。
- 18 この点については、金哲承「憲法論議의 向方」, 『주간조선』1980年5月18日号に詳しい。
- 19 前掲6頁。
- 20 民主共和党および新民党の憲法改正要綱については、朴實『80年代의 政治展望』한성사、1980年、123 ~ 130頁参照。
- 21 維新政友会の内部にさえ、当時の「維新憲法改正の大勢」に従って、独自の憲法改正を模索する動きが存在した。尤も、この動きは、当時の政府と連携する部分が多かった。その意味で、寧ろ政府と積極的に対立し、国会の主導権を回復しようとする民主共和党の動きとは、性格を異にしていた、ということが出来る。前掲金哲承6頁。
- 22 当時の国会における議論については、また、大韓民国国会議事録, <http://likms.assembly.go.kr/record/index.html> (最終確認2012年2月29日)、を参照のこと。
- 23 前掲金哲承7頁。
- 24 國家保衛非常對策委員會については、文化広報部編『國保委白書』國家保衛非常對策委員會、1980年)を参照のこと。
- 25 憲法改正を巡る「法制司法委員會」の議論については、この委員会委員を務めた朴哲彦の回顧録に詳しい。朴哲彦『바른 역사 위한 증언』1, 랜덤하우스중앙、2004年。
- 26 前掲、朴哲彦、36-37頁。朴哲彦自身は「法律家として議院内閣制が民主主義の原則により忠実」だと信じており、また、「大統領制にするのであれば、任期4年で重任を許容し、副大統領を置く純粹直接選挙制にしなければならない」と考えていたが、そのようなことを口に出るような状況ではなかった、と回顧している。
- 27 同上。
- 28 憲法の条文については、「제8차개정헌법」, 헌법지킴 데이터베이스, <http://likms.assembly.go.kr/alkms/cgi-bin/revslist.cgi?revsserl=8&lawscod=1001&gubncode=1> (最終確認2012年2月29日)。
- 29 この名称の選定過程については、尹世昌・權寧星「<대답> 제5공화국헌법 審議과정은 이렇다」, 『주간조선』1980年11月1日に詳しい。尤も、この名称は定着せず、新たな政治体制は一般には「第五共和国」と呼ばれることになった。
- 30 第五共和国憲法の特長については、한상범「제5공화국 헌법의 특색」, 『고시계』제26권 제2호、1981年、等を参照のこと。
- 31 「提案經緯 및 提案理由」, 헌법지킴 데이터베이스, <http://likms.assembly.go.kr/alkms/cgi-bin/revslist.cgi?revsserl=8&lawscod=1001&gubncode=1> (最終確認2012年2月29日)。

- 32 全斗煥政権の「民主福祉国家イデオロギー」については、別稿にて議論することとしたい。差し当たり、毎日経済新聞社編『民主福祉国家論：新時代・新理念・新国家』毎日経済新聞社、1980年。
- 33 前掲、尹世昌、權寧星「〈대담〉 제 5 공화국 헌법 審議과정은 이렇다」。
- 34 中央選舉管理委員會編『大韓民國 政黨史第3輯：1980年～1988年』、中央選舉管理委員會、1992年、632-633頁。
- 35 同5-9頁。
- 36 同上。また、規制対象者の具体的な氏名等は、同1389-1395頁。
- 37 朴正熙による政治活動規制とその解禁については、韓國史料研究所編『解放 三十年史』4、成文閣、1976年、113-120頁に詳しい。また、前掲拙著。
- 38 詳しくは、中央選舉管理委員會編『大韓民國 選舉史』2、中央選舉管理委員會、1973年、所載の各政党、及び大統領選挙候補者の公約等を参照のこと。また、 편집부編『강령・정책：한국의 주요 정당사회・단체』시인사、1988年。
- 39 当時の「三金」の状況については、前掲、李英石、436-455頁。
- 40 柳致松については、金三雄 編『民主祖國의 길：柳致松 총재 人間과 思想』일월서각、1984年、柳致松『歴史の 岐路에서』三省堂、1983年、同『民主化의 課題』三省堂、1984年、等を参照のこと。
- 41 金鍾哲については、대한민국헌정회、http://www.rokps.or.kr/profile_result_ok.asp?num=634 (最終確認 2012 年 2 月 29 日)。
- 42 金義澤については、Nate 인물정보、<http://koreandb.nate.com/history/people/detail?sn=10300> (最終確認 2012 年 2 月 29 日)。
- 43 例えば、尹景徹『分断後の韓国政治』木鐸社、1986年、453頁。
- 44 『大韓民國 政黨史』第3輯、443頁。
- 45 第四共和国期の新民主党内部における党派対立については、前掲、李英石、316-400頁、前掲박종성、71-77頁。
- 46 『大韓民國 政黨史』第3輯、5-7頁。
- 47 同9-16頁。
- 48 同上。
- 49 第五共和国期の言論統制については、김주연『한국의 언론통제：언론통제에 대한 마지막 기록이길 염원하며』리북、2008年、80년 해직언론인 협의회共編『80년 5월의 민주언론：80년 언론인 해직 백서』나남출판、1997年、等。また、この過程では多くの言論人が追放解雇されると同時に、政権側に迎えられた。김강석『언론인의 권력이동』새로운 사람들、2001年。
- 50 문화방송「스포츠로 지배하라! - 5공 3S 정책」、http://www.imbc.com/broad/tv/culture/cantell/1452890_1590.html。(最終確認 2012 年 2 月 29 日)。
- 51 김진우「[어제의 오늘] 1981년 문화대축제 ‘국풍 81’」、『정향신문』2009年5月27日。また、전지영『근대성의 침략과 20세기 한국의 음악』북코리아、2005年。
- 52 第五共和国下のスポーツ政策については、이중원『제 5 공화국의 스포츠정책 연구』서울대학교 대학원、2002年、張世昌『韓国における政治権力とスポーツとの関連に関する研究：第5・6共和国のスポーツ政策を中心に』筑波大学博士(体育科学)学位論文、1999年、等。
- 53 韓国におけるオリンピック開催への期待が急速に高まってくるのは、1981年9月に入り、具体的な票読みで、ソウルの優勢が伝えられるようになってからのことである。例えば、『조선일보』、1981年2月28日、3月5日、4月9日、7月29日、8月4日、8月7日、9月10日、9月17日。
- 54 『조선일보』、1981年11月26日、27日。
- 55 平壤は開催地決定の直前、11月25日に立候補を辞退した。『조선일보』1981年11月26日。
- 56 この時期の金泳三の活動については、彼自身の回顧録に詳しい。김영삼『김영삼 회고록：민주주의를 위한 나의 투쟁』2、백산서당、2000年。また、최형우『더 넓은 가슴으로 내일을：최형우 자전 에세이』깊은사랑、1993年、247-294頁、前掲李英石。
- 57 金泳三「국민에게 드리는 글」、5.18 기념관『5.18 관련자료관련자료』、http://altair.chonnam.ac.kr/~cnu518/board518/bbs/board.php?bo_table=sub6_03_01&wr_id=595&page=29&page=29 (最終確認 2012 年 2 月 29 日)。
- 58 政治活動規制解除への民主韓国党の活動については、大韓民國国会議事録、及び、『大韓民國 政黨史』第3輯の各所。
- 59 大韓民國国会議事録。
- 60 同上。
- 61 『大韓民國 政黨史』第3輯、21頁。
- 62 新韓民主党の憲法案は、『大韓民國 政黨史』第3輯、670-682頁に掲載されている。
- 63 同519-520頁。

The failure of the 5th republic: Trials and Errors of Chun Doo-hwan Government against Democratization Movements

KIMURA Kan *

Abstract

This paper discusses how the Chun Doo-hwan government of the Fifth Republic of South Korea (1981 to 1988) reacted against democratic movements and what strategies they employed. Many papers have been written to explain the process of democratization in South Korea, but most of them have overlooked the three perspectives considered here.

First, this paper indicates the possible theoretical choices opened to authoritarian governments facing democratization movements and it insists on the crucial nature of ideological strategies. There are two key aspects for such ideological strategies: to develop strong ideologies that legitimize the regimes, and to employ ideologies persuading the people that democratization is not an important issue for their everyday lives and would entail a very high cost.

Secondly, this paper analyzes the ideologies of the Chun Doo-hwan government in the process of establishing the new constitution in 1981. Here, it insists that the Chun Doo-hwan government tried to explain the regime change from the Fourth Republic to the Fifth as a kind of democratization. After that, it shows how such their legitimation of the regime failed in the actual political process of the Fifth Republic.

Thirdly, it considers the other efforts of the Chun Doo-hwan government directing the people's attention away from the democratic movements. This paper maintains that the cultural and sport policies of the Fifth Republic should be understood in this context, and also that they failed to achieve that goal, primarily because the country hosted the Olympic games in the same year as the Chun Doo-hwan government ended. The Olympic Games enabled the government to mobilize strong nationalism for their regime, but also prevented it from taking stronger actions against democratic movements.

* Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University